# さらなる行財政改革への取組み

第2次岡山県行財政改革大綱

平成11年11月17日

岡山県

・はじめに		 1
第1 行財政改革へのる	さらなる取組みの必要性	
1 これまでの行馬	材政改革の取組み	 2
2 財政の現状と	今後の見通し	 3
3 さらなる行財項	改改革への取組み	 4
第2 重点的な実施が	必要な事項	
1 地方振興局の	見直し	 5
2 事業評価シスラ	テムの推進	 1 0
3 事務事業の見直	直し等	
(1) 事務事業の	見直し	 1 4
(2) 外部委託の打	<b>進</b>	 1 5
(3) 試験研究機関	関の見直し	 1 6
(4) 外郭団体の身	見直し	 1 7
4 職員定数の削減	載	 18

### はじめに

岡山県では、平成9年11月に「岡山県行財政改革大綱」を策定し、財政の健全化を緊急かつ最重要課題として位置づけ、収支不足解消のために徹底した歳出削減を図るとともに、将来の岡山県の飛躍、発展のために柔軟でスリムな行政システムの構築に努めるなど、抜本的な行財政改革に取り組んできた。

しかしながら、本年9月に公表した「当面の財政見通し」では、行財政改革大綱に基づく歳出削減効果の継続や財政健全化債等の発行を見込んだとしても、引き続き収支不足が見込まれることから、財政体質そのものの早急な改善が必要であるとして、岡山県行財政改革推進委員会から、11月1日に「さらなる行財政改革への取組みについて」と題する提言をいただいた。

この提言には、行財政改革大綱に基づく地方振興局の見直し、事業評価システムの 推進、事務事業の見直し等についての具体的な取組み方策とともに、依然として厳し い県の財政状況等に鑑み、職員定数の削減等にさらに高い目標が示されている。

県においては、この提言の趣旨を厳しく受け止め、最大限尊重して、この「第2次 岡山県行財政改革大綱」を策定する。

今後は、これら二つの行財政改革大綱に基づき、県民や議会の皆様のご理解と ご協力をいただきながら、さらなる行財政改革に全力で取り組み、来年度以降の 県予算や組織の再編整備等に反映させることとする。

### 第1 行財政改革へのさらなる取組みの必要性

### 1 これまでの行財政改革の取組み

岡山県においては、近年の大規模事業などの積極的な実施に伴う公債費の増加に加え、景気低迷の影響による県税収入の大幅な減少などにより、財政状況は極めて深刻な状況となったため、その建て直しを県政最大の課題として、平成9年11月、県の行財政運営の抜本的な改革の指針となる「岡山県行財政改革大綱」を策定し、次のとおり行財政改革に取り組んできた。

### (1) 財政の健全化

行財政改革大綱には、財政再建団体への転落を回避すること(実質収支の赤字を少なくとも標準財政規模の5%未満にすること)を目標に歳出削減等に取り組むことや、起債制限比率を20%未満に抑えることなどの基本的な考え方を示している。

これに基づき、平成10年度当初予算において、一般財源ベースで228億円の歳出削減を図り、また、平成11年度当初予算において、さらなる取組みとして、72億円の歳出削減を図るなど、当面する収支不足の解消に取り組んできた。

これらの取組みの中で、人件費については、平成9年10月から実施している特別職等の給与及び一般職の管理職手当の削減をはじめ、期末勤勉手当のカットや給与改定の繰延実施など、様々な面でその削減に取り組んでおり、県議会においても議員報酬の減額が行われている。

また、起債制限の回避のため、事業費の削減により県債発行額を大幅に抑制するとともに、過去に発行した高金利の県債の繰上償還も実施し、公債費の負担軽減に努めている。この結果、当面の起債制限比率は、ピークである平成12、13年度に19.7%程度と見込まれ、極めて高い水準ではあるものの、起債制限を回避できる見通しが立ちつつあり、また、中長期的に県財政に対する公債費の圧迫を緩和する効果が期待できる。

### (2) 柔軟でスリムな行政システムの構築

新しい時代に対応した県政を推進するためには、柔軟でスリムな行政システムを築き上げることが重要であり、 政策県庁としての機能強化を図るため、本庁に企画振興部及び生活環境部を設置するとともに、各部1課室を削減し、 環境の変化や新しい行政課題に対応するため、物流推進室、男女共同参画推進センター、農業総合センター等を新設し、組織の再編整備を図ってきた。

また、職員定数の削減については、全国都道府県で最も厳しい削減目標数値を設定し、 知事部局職員は5年間(平成10~14年度)で15~20%程度を削減し、新たな行政課題に対応するための再配置を行った上で7%程度(350人程度)の純減を図ることとし、平成10、11年度で166人を純減、 教職員も同じく5年間で950人程度の純減を図ることとし、平成10、11年度で414人を純減した。

さらに、民間活力の導入や外郭団体の見直しなど、財政の健全化と同時に新たな行政課題に対応できるよう県政のあらゆる分野において行政改革に取り組んできた。

### 2 財政の現状と今後の見通し

### (1) 財政の現状

前述した歳出削減や県債発行の抑制等の取組みの一方で、県の歳入の約4分の1を占める県税収入は、平成3年度をピークに、その後落込みが続いている。特に、県税収入の柱である法人関係税については、平成11年度では、ピーク時のほぼ半分の490億円程度にまで減少する見込みとなるなど非常に厳しい状況である。

また、財源調整のための基金の残高は、収支不足補てんのための大幅な取り崩しにより、ピーク時の平成5年度末では562億円程度あったものが、平成11年度末では37億円程度になる見込みである。

平成11年度については、昨年9月時点で、行財政改革大綱に基づく歳出削減効果の継続を前提にしても、400億円程度の巨額の収支不足が見込まれていたが、その後の歳入等の変動や人件費を含めた更なる歳出削減による収支の改善のほか、特定目的基金等からの借入、退職手当債の発行などの臨時、異例の歳入対策により、何とか収支の均衡が図られたという状況にある。

### (2) 当面の財政見通しと今後の対応

平成11年9月の試算では、行財政改革大綱に基づく歳出削減効果の継続や、 財政健全化債等の発行を見込んだとしても、なお、平成12年度に134億円 程度、平成13年度に120億円程度の収支不足が生じると見込まれており、 県財政は引き続き極めて厳しい状況にある。

2 1世紀に向けて本県の新たな発展を図っていくためには、できるだけ早く 財政を健全な姿にする必要があり、財政健全化債や臨時、異例の歳入対策に 依存して収支不足の解消を図る状況から早期に脱却しなければならない。

#### 3 さらなる行財政改革への取組み

かつてのような高い経済成長が望めない中、一層の財政健全化に向け、臨時的 歳入対策を行いながら収支不足に対応している現在の県財政の体質を早急に改善 する必要がある。

併せて、少子・高齢化、高度情報化や地方分権の進展などに伴う新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、柔軟でスリムな行政システムの構築が不可欠であり、事務事業の整理合理化や適切な組織・職員定数の管理を通じて、その実現に努めなければならない。

このため、岡山県行財政改革推進委員会からいただいた「さらなる行財政改革への取組みについて」の提言を最大限尊重して、「第2次岡山県行財政改革大綱」を策定し、今後重点的に実施することが必要な事項を中心に、行財政改革を着実に推進することとする。

### 第2 重点的な実施が必要な事項

### 1 地方振興局の見直し

地方振興局は、地域に密着した総合行政を推進するため、昭和49年に全国に 先駆けて設置し、これまで地域の振興に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、発足から四半世紀が経過し、この間の社会経済情勢の変化や地方分権の進展など今後の動向を考えると、新たな時代に対応した振興局のあり方を再検討する必要が生じている。

このため、振興局のあり方を次の視点から見直すこととする。

行政の効率化、組織のスリム化

生活圏の拡大、広域的行政課題の増大への対応

地方分権の時代における県と市町村の役割分担

情報ハイウェイ等の活用

総合調整機能及び住民サービスの維持

### (1) 早期に取り組むもの

県財政の構造的な改善を図ることは、緊急の課題であることから、当面は、 現行の9局体制を基に可能な限りの組織のスリム化と事務の整理合理化を図り、 早期に振興局職員定数を平成9年度定数に対し10%程度純減するとともに、 その後もさらなる定数削減に取り組む。

### ア 振興局内部組織の見直し

総合調整機能の強化と業務の効率的な推進を図るため、地域特性や業務量に応じた局組織を整備する。

項 目	総務課と振興部の再編
内容	総務課を振興部(地域振興室、環境対策室)に統合して総務振興部とし、総務振興部に総務振興課及び県民環境課を設置する。 主な事務 総務振興課:経理、庶務等内部管理事務 企画調整、市町村指導、商工労働関係事務 等 県民環境課:環境保全、廃棄物処理対策 消費生活等県民生活関係事務 等
実施時期	平成 1 2 年 4 月

項目	税務部の再編
内 容	高梁局、津山局の賦課徴収に係る所管区域をそれぞれ阿新局、 真庭局まで拡大する。 これに伴い、阿新局及び真庭局の税務部を廃止し、両局の総務 振興部総務振興課において税の窓口収納を行う。 不動産評価事務の広域的対応 岡山局及び倉敷局の税務部の不動産取得税課を強化し、津山局 税務部に不動産取得税課を新設して、広域的対応を行う。
実施時期	平成 1 2 年 4 月

項	目	健康福祉部検査課の再編
内	容	倉敷市の保健所政令市への移行にあわせ、現在4局にある検査課を、南北2カ所に集約し、検査業務の充実強化を図る。これに伴い、倉敷局及び高梁局の検査課を廃止する。  岡山、倉敷、高梁、津山 岡山、津山
実施	時期	平成 1 3 年 4 月

# イ 出先機関の見直し

出先機関を振興局に統合することにより、管理部門を中心とした統合メリットを生み出すとともに、総合行政を効率的・効果的に推進する体制を整備する。

項	目	耕地関係3事務所の振興局への統合
内	容	3事務所で実施している土地改良事業を、工事箇所を管轄する 振興局農林水産事業部の所管とする。 これに伴い、各事務所を廃止する。
		美作台地開発建設事務所 津山局及び勝英局へ分割統合 (津山市山下)
		南部地域建設事務所 岡山局及び東備局へ分割統合 (邑久郡邑久町(岡山市藤田に現場事務所))
		吉備高原開発建設事務所 岡山局、倉敷局及び高梁局へ (岡山市津島西坂) 分割統合
実施時	期	平成 1 2 年 4 月

項	目	地域保健福祉センターの統合	
内	容	倉敷市の保健所政令市への移行 ター)を振興局健康福祉部に紹 これに伴い、各センターを廃止 【地域保健福祉センター】 御津、邑久、玉野 瀬戸 倉敷南、総社、倉敷西 成羽 勝央	-
実施時	期	平成 1 3 年 4 月	

# ウ 事務の整理合理化等

本庁と振興局の事務の再配分、県と市町村の役割を考慮した事務の見直しを検討するとともに、必要に応じ、振興局の総合調整機能の整備を図る。

-	
項目	見直し方策
本庁と振興局の事務の 再配分	・地域の総合的判断が必要な事務を振興局へ委譲する。 ・全県的な調整や判断が必要な事務を本庁へ引き上 げる。
県(振興局)と市町村の 事務の見直し	・広域的な事務は県が行い、住民に身近な事務は市 町村で実施することを基本に、事務の見直しを行 う。
予算編成に局要望が反映 されるシステムの確立	・振興局が地域の振興計画を主体的に策定し、その 計画に掲げられた重要施策については、優先的に 予算措置がなされるシステムを確立する。
広域行政推進のための 人材育成機能の強化 (市町村研修生の受入)	・市町村職員を、広域行政の推進に関係の深い部署 等に研修生として受入れ、市町村の人材育成に努 める。 (地域振興、健康福祉、用地などの担当部署、 研修期間は、1年未満の短期コースも検討)
機動的な職員配置の実施	・業務の繁閑に応じた機動的な職員配置を、局長権 限で実施する。 (局内調整)
情報公開の推進	・振興局が行っている地域振興事業等について、県 議会や住民に対し、より積極的な情報提供に努め、 行政の透明性を高める。

### (2) 将来の方向性

新たな時代に対応した振興局のあり方の再検討にあたっては、地方分権の進展や市町村合併の動向を視野に入れる必要があり、また、その検討結果によっては、市町村をはじめ地域住民にも大きな影響を与えることから、県民の合意形成を図りながら進める必要がある。

そのため、抜本的な見直しについては、これらの動きがより具体的なものとなるここ数年の内に、その動きとの整合を図りつつ、県民各界の代表を加えた 組織で具体的にその内容を検討するものとする。

その際、行財政改革推進委員会から示された、振興局については一部機能を 9局の場所に残したうえで統合を検討すべきという方向性や振興局のあるべき 姿、現在の場所に残すべき事務等を踏まえ検討する。

### 2 事業評価システムの推進

### (1) 基本的な考え方

厳しい財政状況の中、限られた財源を従来に増して効果的、効率的に活用するため、別途、大規模施設建設事業評価要綱を制定して、事業評価制度を導入し、事業の効果や施設運営のあり方等について十分検討を行い、効果や必要となる経費などを明らかにするとともに、職員のコスト意識の向上を推進し、効率的で透明な事業執行と適切な財政運営を図る。

### (2) 導入する評価制度の概要

### ア対象事業

県が事業主体となる施設建設事業で、普通会計からの県負担額10億円以上のもの

### イ 評価主体

県(第1段階 各事業部局 第2段階 \*大規模事業調整会議)

\*大規模事業調整会議・・・知事、副知事、出納長、総務部長及び関係部局長等による検討会議

### ウ 評価時期

原則として基本計画策定後

### 工 評価方法

次の視点から事業計画内容を検討し、総合的に事業の取扱いを決定する。 県が計画事業(施設整備)を実施する必要性 目的達成のための事業内容(施設規模、機能)の必要性

県財政負担額と事業効果の比較

#### オー外部意見の聴取

事業評価調書作成にあたっては、必要に応じ、民間専門家等の活用を図る計画事業について\*事業評価委員会の意見を聴き事業評価調書中に記載する事業評価調書については、議会(委員会)から意見を聴くとともに公開する\*事業評価委員会・・・知事が委嘱する学識経験者等で構成される第三者機関

### カ 評価手順(別紙1のとおり)

事業評価の対象となる基本計画の策定 各事業部局で事業評価調書の作成(記載内容:別紙2) 議会(委員会)の意見聴取、事業評価調書の公開 大規模事業調整会議で総合評価(方針決定) 大規模事業調整会議結果(総合評価書、記載内容:別紙2)の公開

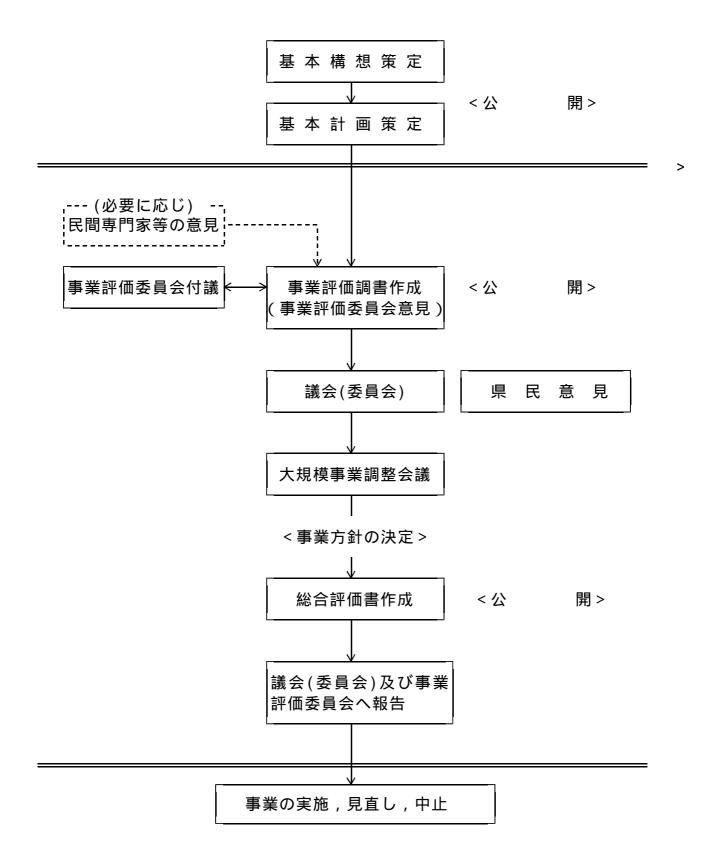
### キ 事業評価調書及び総合評価書の公開方法

岡山県ホームページへの掲載 県政情報室での閲覧 等

### (3) 凍結中の大規模事業の取扱い

行財政改革大綱に基づいて凍結している大規模事業の凍結期間終了後の取扱いについては、凍結決定時以後の社会経済情勢の変化や県の厳しい財政状況を踏まえつつ、限られた財源を効果的、効率的に活用する観点から適切な対応を行うため、集中取組み期間内において、各々の事業について、事業計画の見直し状況等を踏まえて、その取扱いを再度慎重に検討する。

# (別紙1) **大規模施設建設事業評価 評価手順**



### (別紙2) **事業評価調書の記載内容**

- 1 事業実施の必要性
- 政策課題等(現状の問題点,施設整備による改善見込みの説明)
  - ・現状の問題点や改善の方向性を示すとともに,施設整備による現状改善の内容,程度を示す指標(成果指標)を設定し,目的達成の見込みを具体に数値で説明
- 施設整備を行わない場合の問題点等
  - ・現状で推移した場合に予想される問題点,施設整備以外の問題解決方法
- 県が事業主体となる理由
  - ・民間や市町村での事業実施が困難または適当でない理由
- 〇 管理運営主体
  - ・管理運営主体の名称及びその選定理由
- 施設整備の緊急性等
  - ・緊急に整備を行う必要性,程度
- 2 施設の規模,機能の必要性
- 〇 施設設置場所選定理由
  - ・施設設置予定場所について,施設設置目的達成のための必要性
- 〇 利用者見込み
  - ・年間施設利用者見込み数及びその算出根拠、予想される利用者の範囲等
- 〇 施設機能別利用見込
  - ・施設内の各機能ごとの利用見込み等(類似施設との比較)
- 3 財政負担額
- 整備事業費,運営経費及びその財源や単年度当たりの県財政負担額
- 事業収支見込み (採算型施設), 運営経費単価の類似施設との比較
- 4 利用者,地域などへの効果
- 施設利用者への効果,地域への効果,その他効果
- 施設設置によるマイナス効果
- その他施設整備に関する地元や関係市町村の意見等
- 5 市町村との共同事業の場合
- 共同事業の形態別に,市町村と共同で事業実施する必要性
- 市町村施設と複合施設の場合には県施設の役割
- \* 事業評価委員会意見
  - 計画事業について,事業評価委員会の意見を記載

## 総合評価書の記載内容

・総合評価結果等,大規模事業調整会議での検討結果をわかりやすく記載

### 3 事務事業の見直し等

### (1) 事務事業の見直し

複雑・多様化する県民ニーズや新たな行政課題、社会情勢の変化に的確に対応し、簡素で効率的な行政を行うため、行財政改革大綱に基づき大規模建設事業の凍結、一般行政施策の見直し等を行い、平成10年度、11年度において一般財源で約256億円を削減してきたところである。今後とも、行政と民間、県と市町村の役割分担を明確にし、県民サービスの確保等を勘案しつつ、最少の経費で最大の効果があがるよう、事務事業の徹底した見直しを行う。

### ア 事務事業の整理合理化

行財政改革大綱における事務事業の見直しの視点や県民生活に直結した施策の推進等の観点から、すべての事務事業について**不断の点検**を行うことが重要であり、次の基本的考え方に沿って、事業の廃止や整理合理化を進める。

### 廃止すべき事務事業

- ・当初の目的が達成されたもの
- ・開始当初と事情が変化し、事業の効果、必要性が薄れているもの
- ・市町村や民間団体等が主体的に実施することが適当であるもの **縮小すべき事務事業**
- ・事業効果から判断して、対象を限定することが可能なもの
- ・市町村や民間団体等の自主性を尊重し、県の関与を縮小すべきもの **統合すべき事務事業**
- ・同種の事務事業を必要以上に細分化しているもの
- ・類似の事務事業を異なった部署で実施しているもの
- ・大会、講習会等を一元的に実施することにより相乗効果が期待できるもの

このため、既存の事務事業についても定期的に点検を行うなど、事務事業の見直しを不断に行う仕組みを整備する。

併せて、新規事業については原則として終期(事業の終了予定時期又は見直し予定時期)の設定を行う。

#### イ 新たな施策評価制度の導入

大規模施設建設事業については、今回、その評価のあり方等をまとめたところであるが、上記の事務事業の見直しなどを円滑に推進するためには、一般行政施策についても評価制度を導入することが必要である。

このため、今後、大規模施設建設事業評価の具体的な適用状況を踏まえ、一般行政施策のうち、県財政への影響が大きく、一定期間継続して行っている事業から、順次評価を行っていくこととし、これらの事業について、社会情勢の変化や費用対効果の視点等から、客観的に評価する新たな**施策評価制度**の検討を行う。

#### ウ 事務処理の簡素合理化

行財政改革大綱に掲げた次の項目については、情報通信ネットワークの活用等により、その具体化に向けて重点的に取り組む。

ーか所の窓口で各種申請・届出等の事務処理ができる**ワンストップ・サービス** 

無人の行政端末機の設置により、各種申請・届出等の受付が可能となる ノンストップ・サービス

所管外であっても受付事務を可能とするなど行政サービスの**マルチアクセ** ス・ポイントの設置 FAX、電子メール等の電子的手段による申請・届出等の受付及び台帳類の電子化

### エ 職員の意識改革

日常における事務能率の向上、事務処理の簡素合理化など効率的かつ経済的な事業の執行に一層留意し、職員の節約意識の徹底に努める。

### (2) 外部委託の推進

行政責任を果たしつつより効率的な処理を行い、行政コストや定数の削減を図る必要がある。このため、民間でできる事業は民間で行うことを基本に外部委託することとし、行財政改革大綱に沿って、これまで庁内で行っていた印刷業務、環境保健センターで実施していた先天性代謝異常等検査業務や後楽園、自然保護センター、玉島寮等の施設の管理運営などを新たに外部委託してきたところである。

今後、行財政改革大綱に掲げた施設以外の公の施設についても管理運営の委託を推進するとともに、次のような事務事業についても常に見直しを行い、法適合性、公正性の確保、県民サービスの確保、委託による経費の節減等を勘案しつつ、一層の外部委託を推進する。

### (見直しを要するもの)

高度の知識、技術等を要し人材確保が困難なもの 多量の業務を短期的に処理するもの 常時一定の職員を配置しなくてよいもの 行政上の判断を伴わないもの 民間で類似の業務を行っている又は行うことができるもの

### (3) 試験研究機関の見直し

試験研究機関については、次の視点に掲げる外部人材の活用、民間等への外部委託、研究テーマの明確化・重点化等からスリム化を図り、県民のニーズや新たな行政課題に対応した一層効率的な体制づくりを検討する。

スリム化は、**平成15年度までに平成9年度の職員定数に対して15%程度の純減**(行財政改革大綱に掲げた15%程度の削減を行い、必要に応じて外部人材の活用、民間等への外部委託などにより対応する。)を図ることを目標として取り組むこととする。

併せて、研究者のさらなる能力開発等のために研修機会を拡大させるなど、 試験研究機関の活性化を推進する。

### (視点)

### 外部人材の活用

最先端技術に係る分野を研究テーマ等とする場合、国の試験研究機関における任期付研究員制度を参考に、正規職員に代えて高度な専門的知識を有する外部人材を任期を定めて非常勤嘱託職員として任用することにより、課題に柔軟に対応し研究成果をさらに上げることを検討する。

### 民間等への外部委託

試験・検査、研究について、同種の試験・検査、研究を行うことができる民間、大学の機関等へ積極的な委託を推進する。

### 研究テーマの明確化・重点化

県が行うべき試験研究の分野を明確化し、県民ニーズの少ないものは整理、廃止したうえで、県の施策に直結するような研究テーマへの重点化を検討する。

### 試験研究機関相互の連携強化

複数の分野にわたる研究課題について、重複して研究することのないよう試験研究機関相互の連携を強化することにより、共同研究テーマの設定 や共同研究の促進を図ることを検討する。

### (4) 外郭団体の見直し

外郭団体は、効率性、機動性などのメリットを生かしながら、県と一体的に 事業を展開し、あるいは県の補完的役割を果たしているが、その運営は県の行 財政全般に大きな影響を持つものである。

このため、早急な見直しが必要であった25団体については、昨年度までに 見直し案を作成し、さらに本年5月には、「外郭団体の設立及び運営指導に関 する指針」及び「外郭団体の見直し基準」を策定し、すべての外郭団体を対象 に統廃合も視野に入れた見直しを行っているところである。

今後とも、指針や見直し基準に沿って、絶えず経営状況の把握に努め、適切な指導を行うことはもちろんのこと、県の財政支出の削減や県出向職員の縮減につながるよう見直しを行っていくとともに、外郭団体等の経営合理化に伴う一時的な債務の増大については、当該団体の経営状況を踏まえ、経営合理化によって生じる効果を勘案して、県が支援等を行うことも検討する。

また、**外郭団体の概ね1割の削減を目標とする統廃合計画**が、確実に実施されるよう各団体に積極的に働きかける。

### 外 郭 団 体 の 統 廃 合 計 画

### ア 廃止を検討するもの (2団体)

· ····································	
対 象 団 体	内容
(財)岡山県労働者信用基金協会	業務を(社)日本労働者信用基金協会へ移管
	(目標年度:H12年度中)
(財)百間川水辺環境管理センター	業務(運動施設の管理)を岡山市に委ねる
	(目標年度:H14年度中)

# イ 統合を検討するもの (対象 9団体 統合後 4団体)

対 象 団 体	内容
(福)岡山県社会福祉協議会	、の法人の業務をの法人に統合
岡山県明るい長寿社会財団	(目標年度:H 1 4 年度中)
(財)岡山県民間社会福祉事業従事者	
育成財団	
(福)吉備の里	の法人の主たる業務を の法人に統合
(財)吉備高原保健福祉のむら事業団	(目標年度:H13年度中)
(社)岡山県産業貿易振興協会	の法人の業務をの法人に統合
(財)岡山県産業会館	(目標年度:H12年度中)
(財)岡山県漁業操業安全協会	の法人の業務をの法人に統合
(財)岡山県水産資源保護協会	(目標年度:H 1 4 年度中)

は、非外郭団体

### ウ 事務局の統合を検討するもの

対 象 団 体	内容
(財)岡山県森林組合労務班員退職金	両法人の事務局を統合
共済基金	(目標年度:H 1 1年度中)
(財)岡山県林業振興基金	

### 4 職員定数の削減

平成10年度から平成14年度までの5年間で、平成9年度の職員定数に対し7%程度(350人程度)の純減という現在の定数削減目標については、一層の事務処理の改善、外部委託の推進等に取り組み、できる限り早期に達成するよう努めるとともに、一層の財政健全化に向けて県財政の体質の改善を図るため、さらなる定数削減に取り組む。

このことから、地方振興局の見直し、外部委託の推進、試験研究機関の見直し等の実施を踏まえ、これまでの削減目標を高め、**平成15年度までに**平成9年度の職員定数に対し**10%程度(530人程度)の純減**を目標として取り組む。

ただし、平成17年岡山国体の開催に向けて予想される相当数の臨時的な定数については別途管理することとし、外部への業務委託、非常勤職員の活用、他県との人事交流等によって必要最小限の増員に抑える。